

# 令和元年度裾野市農業委員会 6月総会 議事録

1. 開催日時 令和元年6月10日(月) 午後1時30分から午後2時10分  
 2. 開催場所 裾野市役所401会議室  
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	荻田 能文	7	西島美津代	東	芹澤 渉一	富岡	西島 徹夫
2	杉山 邦利	8	飯塚 芳正	東	高草 富一	富岡	永田 榮泰
3	服部 敏淳	9	神戸 俊之	西	関野 孝平	富岡	眞田 正昭
		10	杉山 克己	深良	大庭 学	須山	杉山 勝良
5	手綱 史芳	11(副会長)	勝又 俊博	深良	志村 重利	須山	渡邊 秀行
6	勝又実佐男	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

4	鈴木 昭子				
---	-------	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 杉本一之 書記 中村健児 書記 持田睦乃

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

2	杉山 邦利	3	服部 敏淳
---	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 報第 5号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (2) 議第10号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について
- (3) 議第11号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について
- (4) 議第12号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について
- (5) 議第13号 非農地証明願の裁定について
- (6) 議第14号 農用地利用集積計画(案)の決定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和元年度裾野市農業委員会6月総会を開会します。  
 本日の委員は12名中11名出席ですので、総会は成立しています。  
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、2番 杉山邦利委員、3番 服部敏淳委員にお願いします。  
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の持田睦乃氏を指名します。

それでは、議事に入ります。

報第5号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第5号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について

(議案朗読)

議長 ただ今の報第5号について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。次に、議第10号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1 を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第10号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1 (議案朗読・投影写真により説明)

議長 続きまして、地区担当推進委員 而島 徹夫委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、国道246号線千福南交差点から西に約90mのところ position しています。申請地は市街化調整区域内にある農地です。面積は79㎡で、地目は登記簿上が田、現況は休耕地です。

申請地は渡人が平成5年2月に相続により取得しました。申請地は東名高速道路の建設により一部のみ残されてしまった狭小な田で、周囲を道や譲受人の世帯が所有している田に囲まれているため、譲渡人はその管理に苦慮していました。

そこで、譲受人が申請地を購入し、世帯で管理しているほかの農地と一体で管理をすることで話がまとまり、申請に至ったものです。

耕作は受人と父母、妻の4名で行いますが、本人は26年、ほかの3名も少なくとも5年以上の農業経験があり、経験や技術についても問題ありません。農機具も十分に所有しており、申請地取得後も営農に問題はないと思われます。申請地取得後の経営農地は13,981㎡で、下限面積を満たしています。通作に係る時間は自宅から徒歩で5分程度です。

他の農地についても、概ね適切に維持管理されています。また従事日数の基準や、地域との調和についても問題ありません。

耕作計画によると、水稻を作付する予定です。周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議のほどお願いします。

議長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第10号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第11号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について 番号1 及び 議第12号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1 は関連がありますので、一括して議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第11号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について 番号1 及び 議第12号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1 (議案朗読・投影写真により説明)

議長

続きまして、地区担当委員 1 番 荻田能文委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、上城集会所の約 400m 西側に位置します。5 条申請地の現況は、畑及び休耕地となっており、工場敷地として拡張する面積 7,027.60 m<sup>2</sup>のうち、農地は 6 筆合計 1,845.45 m<sup>2</sup>です。4 条申請地の現況は、休耕地となっており、2 筆合計 595.70 m<sup>2</sup>です。

5 条賃借人は、自社工場敷地を拡張し第 3 工場の建築を計画しております。本件は、裾野市の開発行為だけでなく、静岡県開発審査会特別付議案件となっており、転用の内容も 3 つになっています。

1 つ目は、テント倉庫の鉄骨が残っている土地等を工場敷地として転用するものです。2 つ目は、第 2 工場から第 3 工場へ向かう通路部分の工場敷地として転用するものです。3 つ目は、開発許可の技術基準で開発区域に接する道路を 9 m に拡張する必要があるため、幅員が足りない部分を道路として転用し、最終的には裾野市へ帰属するものです。

4 条申請は、5 条申請で計画している工場敷地拡張に伴う工事が発生するため、5 条賃借人所在地の西側に隣接する申請者の農地を一時転用し、工事関係者の駐車場・現場事務所及び資材置場として使用します。また、葛山製作所敷地内に地区の防災倉庫が設置されていたが、開発許可前から工場敷地内への設置は本来できないことから、一時的に防災倉庫も設置します。一時転用期間は、許可日から 4 年間の計画です。

4 条・5 条共に、農地区分は、第 2 種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。都市計画法・建築基準法等の他法令との調整も図られております。既に裾野市土地利用対策委員会の承認を得ており、静岡県開発審査会の承認も得ています。また、工事事務所は仮設建築物となるため、市まちづくり課へ許可不要案件であることが確認されています。

5 条申請の工場敷地の拡張の転用が許可されれば、造成工事等が始まるため、その工事に必要な敷地として、4 条の一時転用を申請し、葛山製作所の駐車場・工事事務所・資材置場・防災倉庫敷地として整備するものです。

4 条の一時転用は、4 年間であり、農地復元計画・耕作管理計画により、許可期間終了後には農地への復元が確約されております。以上のことから、4 条・5 条共に、一般基準を満たしていると考えられます。

4 条申請地について、北側は道路、南側は河川、西側は残地農地、東側は葛山製作所敷地に接しています。

5 条申請地について、テント倉庫部分は、北側は道路、それ以外は葛山製作所敷地に接しています。第 3 工場への通路部分は、南西側に残地農地があり、それ以外は葛山製作所敷地及びリトルリーググラウンドに接しています。道路拡張部分は、北側は道路、南側は 4 条申請地及び残地農地に接しています。

土地利用の中で、雨水排水対策は講じられており、雨水は、全体計画の中で南側転用部分に地下式の調整池を設け、南側河川に放流します。汚水は、合併浄化槽を経由し、南側河川に放流します。

隣接する農地は全て勝又氏の農地であり、雨水等の対策が講じられています。

一時転用する部分については、碎石敷きで、原則自然浸透となりますが、河川側に素掘りの側溝を設けます。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われれます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長

質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第11号 番号1及び議第12号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。  
次に、議第12号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2 を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第12号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2 (議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 1番 荻田能文委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、上城集会所の約40.0m西側に位置します。現況は休耕地となっています。申請地は、平成20年に葛山製作所第2工場建設に伴い、駐車場が不足する見込みであったため、周辺土地と共に渡人である坂田氏と売買契約を締結しました。受人である勝又氏は葛山製作所の代表取締役でもあり、葛山製作所の駐車場として貸す計画でした。申請地は農地であったため、仮登記し、農転後に所有権移転をする計画でしたが、手続きを失念しており農地転用が未申請のままでした。

今般、工場敷地の拡張に合わせて、駐車場を確保する必要もあるため、申請するものです。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。

西側・東側は宅地、北側はリトルリーググラウンド、南側は既存駐車場に接しています。碎石敷きのため、雨水は自然浸透となりますが、開発の中で既存駐車場敷地に調整池を設置します。隣接する農地も無いことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第12号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。  
次に 議第12号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3 を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第12号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3 (議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 6番 勝又実佐男委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、富岡支所の約160m南西側に位置します。現況は畑となっています。使用借人は、使用貸人の息子であり、現在、妻・子と3人でアパートに住んでいます。子供の成長と共に、自己住宅の建築を計画し、使用貸人である父に相談したところ、自身の土地に住宅を建築することに承諾を得られたため、申請に至りました。

農地区分は、富岡支所からの距離が概ね160mであるため、第3種農地に該当します。第3種農地は代替性の検討が不要となっているので、立地基準に問題無いと思われま

す。転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。都市計画法・建築基準法等の他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。

西側は道路、南側は宅地、北側・東側は使用貸人の農地に接しています。敷地内は碎石敷きを計画しており、雨水は自然浸透となります。排水は、浄化槽を経由し、北側農地の耕作に影響しない深さへ放流管を埋設して、北側道路の既設管へ接続します。以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われま

す。質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第12号 番号3について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第12号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号4 を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第12号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号4 (議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当推進委員 眞田正昭委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、富岡第二小学校の約300m西側に位置します。現況は芝畑となっています。使用借人は、使用貸人の長男であり、貸人である父が高齢のため、これまで農地の管理を行ってきましたが、今後の維持管理が困難であるため、太陽光発電事業を計画しました。貸人は既に農地の管理を借人に任せており、太陽光発電事業を実施することに合意しています。本計画は、太陽光パネル256枚・パワーコンディショナー8機を設置するものです。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思いま

す。建築物や工作物に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。既に、経済産業省による事業計画認定、東京電力との受給契約の手続きも進められています。農地を分段する形で、公図上の水路敷が存在しているが、現地は芝畑として一体利用されています。この水路敷部分を使用しないよう、道路管理者と協議済です。また、転用計画が実施される資金力もあり、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。

西側は道路、南側は山林、北側は水路敷を挟み農地、東側は農地に接しています。雨水対策として、水路敷を挟んだ2ブロックごとに、地盤が若干低くなる西側北側へ、土側溝を設け浸透柵をそれぞれ設置します。防草対策として、浸透性のある防草シートを敷き、法面等は2ヶ月に1回程度の草刈り等で管理します。以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

高草推進委員 今回は個人での太陽光発電設備敷地への転用事業ですが、転用事業は譲受人の自己資金で実施されるのですか。

事務局 はい。自己資金での事業実施となります。施工業者はほかにいますが、転用主体はあくまで譲受人となります。

議 長 他に発言のある委員は挙手をお願いします。

神戸委員 申請地の東側及び南側は法面となっていますが、法面の下までが転用対象地で間違いないでしょうか。また、投影された写真によると、東側及び南側に隣接している農地及び山林には樹木が生えていますが、転用事業の実施に当たってそれらの樹木を伐採する計画にはなっていないのでしょうか。

事務局 はい。転用対象地は法面の下までで間違いありません。また、隣地の樹木を伐採する計画にはなっていません。

眞田推進委員 参考までにご説明します。申請地は法面の上にあることによって、東側農地及び南側山林と比べると一段高い農地となっています。東側農地及び南側山林に生えている樹木は樹高がそれほど高くなく、今回の転用事業に支障をきたすものではないように思われます。

議 長 他に発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第12号 番号4について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第13号 非農地証明願の裁定について を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第13号 非農地証明願の裁定について 番号1 (議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 11番 勝又俊博委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 願出地は、上原句集会所の約180m南東側に位置します。願出地の現況は、願出人の

居宅への進入路となっています。面積は45㎡です。

願出地は、平成31年に願出人が相続により取得しました。願出地は、願出人の祖母が昭和42年に売買で取得して居宅を建築して以来、居宅への進入路として使用されています。日常生活上不可欠な通路として使用されており、転用後10年以上経過して農地への復元が困難な土地と見込まれることから基準を満たしていると考えられます。

願出地の北側は道、南側は宅地、東西は畑に面しています。周辺農地への影響はないと思いますので、ご審議をお願いします。

議長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第13号 番号1について、本案を原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で証明することに決定します。

次に、議第14号 農用地利用集積計画(案)の決定について を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第14号 農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1(議案朗読・投影写真により説明)

議長 続きまして、地区担当委員 9番 神戸俊之委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 利用権設定地は、市道1-4号線(通称:農面道路)の深良南堀の信号から約170メートルほど南進しました道沿い東側に位置します。現況は、畑で、3筆の合計面積は2,320㎡です。

本申請は、平成25年5月から3年間の解除条件付き利用権設定をしている案件の継続申請です。

借人の(株)エーライフ矢崎は、矢崎グループの子会社で、矢崎の社員食堂の運営等を行っていて、平成24年度から農業分野へ参入しています。今回は、双方が合意のもと再設定の申請となりました。今回の申請も解除条件が付いており、地域における適切な役割分担について、協力する旨の確約書の添付があります。期間は、賃貸借により2年10か月間です。

耕作管理計画によりますと、会社からの距離は4km、車で5分ほどですので通作に問題はありません。管理機1台、草刈り機1台を所有しており、菌床しいたけ、さつまいも等を栽培し、静岡県内の矢崎グループ工場にある自社小売店にて販売する計画です。

西側と北側は道路、東側は泉川で南側は水路となっております。特に問題はないと思いますので、よろしくご審議願います。

議長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第14号 番号1について、本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

それでは、全会一致で決定することに決定します。

以上で、全ての議案が終了しました。これをもって令和元年度裾野市農業委員会6月総会を閉会します。

令和元年6月10日（会議録署名人）

2番署名人

杉山 邦利

3番署名人

服部 敏淳